

交 総 第 571 号
平成30年7月25日

一般社団法人 埼玉県トラック協会
会長 鳥居 伸雄 様

埼玉県警察本部交通部交通総務課長
結城 弘 (公印省略)

前照灯の早めの点灯実施等について (依頼)

貴協会におかれましては、平素から、交通事故防止活動を積極的に推進していただき、厚くお礼申し上げます。

さて、6月1日から県警察では、「きらめき3H(トリプルエイチ)運動」により、県、関係機関及び関係団体等と連携した薄暮及び夜間の時間帯における、交通事故抑止対策を強力に推進しているところではありますが、7月24日現在交通事故死者数99人、昨年よりプラス6人であり、交通事故死者数は全国ワースト2位と、未だ、危機的状況が続いております。

このような中、「きらめき3H(トリプルエイチ)運動」の重点の1つであります「早めのライト」について、現在は午後6時から前照灯の点灯を推進していただいているところですが、日を追う毎に日の入りの時間が早くなっていることから、8月1日からは、時間を早めた、

○午後5時からの前照灯の点灯

を推進していただきますよう、お願い申し上げます。

【本件担当】

埼玉県警察本部交通部交通総務課
安全対策・教育指導係

担当：齋藤

電話：048(832)0110 (内線5068)